

ID: 624

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令		
法令名 根拠条文	国民健康保険法 第65条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【根拠条文】 (不正利得の徴収等) 第65条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日